

平成二十一年十一月十七日受領
答 弁 第 六 四 号

内閣衆質一七三第六四号

平成二十一年十一月十七日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員加藤勝信君提出『子育て応援特別手当』の執行停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤勝信君提出『子育て応援特別手当』の執行停止に関する質問に対する答弁書

一について

子育て応援特別手当については、その趣旨を活かしつつ、財源を有効に活用し、より充実した新しい「子ども手当」の創設など子育て支援策を強力に推進するという考えから、その一部の執行を停止したものである。

二について

子育て応援特別手当の執行停止に当たっては、一部の市町村の予算の執行状況について調査を行ったが、市町村との意見調整は行っていない。

三について

厚生労働省としては、地方公共団体において子育て応援特別手当の支給の準備のために生じた経費及び執行停止に伴い新たに生じることとなる経費（以下「執行停止等経費」という。）について補助を行うこととしている。

また、執行停止等経費については、最大で約百三十一億円と見積もっている。

四について

執行停止等経費については、現在、どの予算項目から支出するのが適切であるか検討しているところである。